

## 令和6年度 文教委員会資料

### 【議案第120号】

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

**参考資料1** 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の  
一部を改正する条例新旧対照表

**参考資料2** 特定非営利活動法人の条例指定制度について

**参考資料3** 削除する特定非営利活動法人の概要について

市 民 文 化 局

(令和6年8月29日)

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後                                       |                          |                        | 改正前                                       |                          |                        |
|-------------------------------------------|--------------------------|------------------------|-------------------------------------------|--------------------------|------------------------|
| ○川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例 |                          |                        | ○川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例 |                          |                        |
| 平成24年12月14日条例第53号                         |                          |                        | 平成24年12月14日条例第53号                         |                          |                        |
| 別表                                        |                          |                        | 別表                                        |                          |                        |
|                                           | 名称                       | 主たる事務所の所在地             |                                           | 名称                       | 主たる事務所の所在地             |
| 1                                         | 特定非営利活動法人キーパーソン21        | 川崎市中原区新丸子東2丁目907番地－704 | 1                                         | 特定非営利活動法人キーパーソン21        | 川崎市中原区新丸子東2丁目907番地－704 |
| 2                                         | 特定非営利活動法人スマイルオブキッズ       | 横浜市南区六ツ川4丁目1, 124番地2   | 2                                         | 特定非営利活動法人スマイルオブキッズ       | 横浜市南区六ツ川4丁目1, 124番地2   |
| 3                                         | 特定非営利活動法人あさお市民活動サポートセンター | 川崎市麻生区上麻生1丁目11番5号      | 3                                         | 特定非営利活動法人あさお市民活動サポートセンター | 川崎市麻生区上麻生1丁目11番5号      |
| 4                                         | 特定非営利活動法人かわさき市民アカデミー     | 川崎市中原区今井南町28番41号       | 4                                         | 特定非営利活動法人かわさき市民アカデミー     | 川崎市中原区今井南町28番41号       |
|                                           |                          |                        |                                           |                          |                        |
| <u>5</u>                                  | 特定非営利活動法人かわさき創造プロジェクト    | 川崎市多摩区菅仙谷1丁目10番40号     | <u>5</u>                                  | 特定非営利活動法人神奈川被害者支援センター    | 横浜市神奈川区鶴屋町2丁目24番地の2    |
| <u>6</u>                                  | NPO法人くるみー来未              | 川崎市中原区上平間1, 264番地3     | <u>6</u>                                  | 特定非営利活動法人かわさき創造プロジェクト    | 川崎市多摩区菅仙谷1丁目10番40号     |
| <u>7</u>                                  | 特定非営利活動法人NPOレインボー        | 川崎市川崎区大師町6番7号          | <u>7</u>                                  | NPO法人くるみー来未              | 川崎市中原区上平間1, 264番地3     |
| <u>8</u>                                  | 特定非営利活動法人療育ねっとわーく川崎      | 川崎市多摩区登戸2, 981番地       | <u>8</u>                                  | 特定非営利活動法人NPOレインボー        | 川崎市川崎区大師町6番7号          |
|                                           |                          |                        | <u>9</u>                                  | 特定非営利活動法人療育ねっとわーく川崎      | 川崎市多摩区登戸2, 981番地       |

## 特定非営利活動法人の条例指定制度について

平成 23 年の地方税法の改正により、NPO 法人への寄附を促すため自治体が条例において個別に指定した NPO 法人を個人住民税の寄附金税額控除の対象とする「条例指定制度」が創設されたことを受け、本市では平成 24 年 6 月に「川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例」を制定するとともに、同年 12 月に「川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例」を制定しました。

### 1 条例指定制度の概要

- 個人住民税の寄附金控除の対象となる NPO 法人を都道府県又は市区町村が条例で指定
- 制度導入や指定の基準の設定等は各自治体の裁量
- 指定に当たっては、法人の名称と主たる事務所の所在地を条例に規定

### 2 本市における指定基準(概要)

NPO 法人の活動の公益性を判断する「公益要件」と、運営面での健全性を判断する「運営要件」という二つの視点での基準を条例・規則で設定しています。

#### 「公益要件」

##### (1) 市内における公益的活動の実績

市内において、不特定かつ多数の市民の利益に資すると認められる継続的な活動が行われていること。

##### (2) 地域における支持

その法人の活動に賛同して寄附等をした川崎市民の数で客観的に判断することを基本とし、次のいずれかを満たすこと。

- ① 年間 3,000 円以上の「寄附」等をした「川崎市民」の数が年平均 50 人以上
- ② 年間 1,000 円以上の「寄附」等をした「川崎市民」の数が年平均 100 人以上
- ③ 認定 NPO 法人であること(本市の条例指定を経て認定を取得した法人を除く。 )。

## 「運営要件」

- ① 運営組織及び経理が適切であること。
- ② 事業活動が適正であること。
- ③ 情報公開を適切に行うこと。
- ④ 事業報告書等を毎事業年度、所轄庁に提出していること。
- ⑤ 法令等違反、不正行為、公益に反する事実等がないこと。
- ⑥ 設立の日から1年を超える期間が経過していること。

## 3 条例指定を受ける主なメリット

- 本市の指定を受けると、個人がその法人に寄附した場合、個人住民税（市民税8％）の寄附金税額控除（適用下限額：2,000円）が受けられます。（その法人が神奈川県から条例指定されている場合、県民税2％の寄附金税額控除（適用下限額：2,000円）が受けられます。）

例：個人が1万円を寄附した場合の市民税の控除額

$$\{10,000\text{円} - 2,000\text{円（適用下限額）}\} \times 8\% = 640\text{円}$$

- 法人の事務所がある自治体において指定を受けると、認定NPO法人制度<sup>(※1)</sup>の基準の中で最も難しい基準と言われているパブリック・サポート・テスト<sup>(※2)</sup>を満たします。

※1 一定の基準を満たして認定を受けたNPO法人に対し、寄附金控除等多様な税制上の優遇措置を付与することにより、そのNPO法人への寄附を促し、活動を支援する制度

※2 法人が広く市民からの支援を受けているかどうかを示す指標

#### 4 指定手続の流れ

|           |                                                  |
|-----------|--------------------------------------------------|
| 1 事前相談    | 提出書類等の確認                                         |
| 2 指定の申出期限 | 年2回（1月末、7月末）                                     |
| 3 縦覧      | 申出書受付後、1か月間「情報プラザ」で公開                            |
| 4 審査      | 書類審査→ヒアリング・法人事務所での調査等→審査会による審査                   |
| 5 条例議案    | 審査会で「指定相当」とされた法人について、その名称と主たる事務所の所在地を記載した条例議案を提出 |
| 6 指定      | 上記条例の施行日に指定NPO法人となります。                           |

#### 5 川崎市指定特定非営利活動法人審査会

- ・川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例の規定に基づき設置
- ・学識経験者並びに市民活動に関する知識及び経験を有する者6名以内で構成し、指定の申出内容の審査及び指定の適否を市長に答申

##### 【参考：寄附金控除の概要について】

認定を受けていれば：所得税税額控除 40%※<sub>1</sub>  
市の指定を受けていれば：市民税税額控除 8%※<sub>2</sub>  
県の指定を受けていれば：県民税税額控除 2%※<sub>3</sub>

} 最大 50% の税額控除

※1：所得税法 78 条（租税特別措置法 41 条の 18 の 2 によるみなし適用）

※2：地方税法 314 条の 7 第 1 項 3 号又は 4 号（市条例による指定）

※3：地方税法 37 条の 2 第 1 項 3 号又は 4 号（県条例による指定）

## 削 除 す る 法 人 の 概 要

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                    |            |       |     |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|------------|-------|-----|
| ( フ リ ガ ナ )           | トクテイヒエイリカツドウホウジン カナガワヒガイシャシエンセンター                                                                                                                                                                                                                                               |                    |            |       |     |
| 法 人 名 称               | 特定非営利活動法人 神奈川被害者支援センター                                                                                                                                                                                                                                                          |                    |            |       |     |
| 主たる事務所の<br>所在地        | 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町二丁目24<br>番地の2                                                                                                                                                                                                                                                     | その他の市内の<br>事務所の所在地 | なし         | 所 轄 庁 | 横浜市 |
| 代 表 者 氏 名             | 村尾 泰弘                                                                                                                                                                                                                                                                           | 設 立 年 月 日          | 平成14年10月7日 |       |     |
| 定 款 に 記 載<br>され た 目 的 | 本センターは、ボランティア活動により、犯罪等の被害者及びその家族・遺族（以下「被害者等」という。）が抱える悩みの解決や心のケア等を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって被害者等の被害の回復及び軽減に資することを目的とする。                                                                                                                                                       |                    |            |       |     |
| 活 動 分 野               | (1) 災害救援活動<br>(2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動                                                                                                                                                                                                                                             |                    |            |       |     |
| 定 款 に 記 載<br>され た 事 業 | (1) 被害者等に対する電話相談及び面接相談並びにカウンセリング<br>(2) 被害者等への直接的支援（危機介入、付添い、その他の役務の提供）<br>(3) 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者の申請の補助及び各種申請書類の作成補助<br>(4) 被害者自助グループへの支援<br>(5) 関係機関・団体等との連携による被害者支援<br>(6) ボランティア等の養成及び研修<br>(7) 被害者の実態に関する調査及び研究<br>(8) 被害者支援活動に関する広報及び啓発<br>(9) その他本センターの目的を達成するために必要な事業 |                    |            |       |     |